

第8回 通信政策特別委員会 参考資料

第3回から第5回 会合における 事後質問等への回答

2023年10月25日

総務省

総合通信基盤局

目次

第3回会合における事後質問等

- ✓ 全国知事会（山口県）に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ✓ 愛知県に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ✓ 笠岡市に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ✓ 全国離島振興協議会（三島村）に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4回会合における事後質問等

- ✓ 長崎県に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ✓ 稚内市に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ✓ 全国町村会（坂町）に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ✓ 高知県に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ✓ 事務局に対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5回会合における事後質問等

- ✓ JCOMに対する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

**全国知事会（山口県）への
質問に対する回答**

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 いわゆる二次離島・三次離島の限界集落エリアについては、光ファイバー網を100%敷設するということは現実的ではなく、政府の目標も2027年度末までに光ファイバー回線を99.9%の世帯普及率を目標にはしているものの、100%とは言っていないことから、本委員会でも議論が出ているように、技術中立性の観点からも、現実的には、無線技術を活用したブロードバンド整備も視野に入れて検討すべきではないか、と思われるがどうか。ご見解をお聞きたい。

(回答)

- ・ 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申」にあるように、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）については、FTTH及びCATV（HFC方式）と一定程度同等の通信品質が確保可能であることから、省令で定めるブロードバンドサービスに含めることが適当とされている一方で、同共用型については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題、とされていることから、固定ブロードバンドサービスと一定程度同等の通信の品質等が確保された上で、利用者への大きな負担とならない料金体系が維持されれば、無線技術を活用したブロードバンド整備も未整備地域における整備手法の選択肢となりうると考える。（全国知事会）

問2 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

問3 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

問4 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

(回答)

- ・ 上記1の通り

問5 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

(回答)

- ・ 上記1のとおりであり、実際の整備等にあたっては、自治体の意見を踏まえる必要があると考える。

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

愛知県への質問に対する回答

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

(回答)

- ・ 北設地域では、光ファイバを利用してインターネットとテレビ電波（地デジ+BS）の両方を配信しているため、ワイヤレス固定ブロードバンドを活用する際には、同時にテレビ電波を配信するための対応が必要となる。

問2 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

(回答)

- ・ 賛同する。

問3 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

(回答)

- ・ 有線と同等の安定性と速度が必要だと考えている。

問4 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

(回答)

- ・ 北設地域は山間地形であることから、都市部より多くの基地局の整備が必要になること、及びテレビ電波の配信への対応も必要になることから、整備・維持がしやすくなるか判断が難しい。

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

笠岡市への質問に対する回答

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 いわゆる二次離島・三次離島の限界集落エリアについては、光ファイバー網を100%敷設することは現実的ではなく、政府の目標も2027年度末までに光ファイバー回線を99.9%の世帯普及率を目標にはしているものの、100%とは言っていないことから、本委員会でも議論が出ているように、技術中立性の観点からも、現実的には、無線技術を活用したブロードバンド整備も視野に入れて検討すべきではないか、と思われるがどうか。ご見解をお聞きしたい。

(回答)

- 笠岡諸島では、地形的な影響で携帯電話事業者の電波が届きにくい地域も未だに多いことから、現状では、携帯電話網を活用したブロードバンドの整備は難しいものと認識しています。
また、陸地部と同等の通信環境を実現し、日常生活における様々な格差を解消するためにも、光ファイバー網の整備が必要であると考えています。

問2 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

(回答)

- 通信速度・容量
安定性
拡張性（ケーブルテレビのフルサービス、行政サービス）

問3 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

(回答)

- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の通信速度・容量、安定性、拡張性が、陸地部で整備されている光ファイバーと同等以上を実現できるのであれば、賛同することにやぶさかではありません。

問4 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

(回答)

- 同上

問5 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

(回答)

- 現在のところ、笠岡諸島においては想定しておりません。

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

全国離島振興協議会（三島村）

への質問に対する回答

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 いわゆる二次離島・三次離島の限界集落エリアについては、光ファイバー網を100%敷設するということは現実的ではなく、政府の目標も2027年度末までに光ファイバー回線を99.9%の世帯普及率を目標にはしているものの、100%とは言っていないことから、本委員会でも議論が出ているように、技術中立性の観点からも、現実的には、無線技術を活用したブロードバンド整備も視野に入れて検討すべきではないか、と思われるがどうか。ご見解をお聞きたい。

問2 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

問3 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

問4 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

問5 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

（回答）

- ・ 当方の要望事項から鑑みて、離島への海底光ファイバの敷設を、離島のユニバーサルサービス化の前提としている以上、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても賛同することはできません。

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

長崎県への質問に対する回答

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

（回答）

- ・ 情報通信環境の整備には、通信速度に加えて、①天候や利用状況に左右されない安定した通信環境、②データ量に応じた料金の定額化、などのサービスが受けられるのが課題であると考えています。
- ・ 携帯電話網については、4G回線による提供エリアとされているものが多く、実際には基地局が無いあるいは脆弱なところもあり、現在のしくみのままワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）とした場合、同様の状況になることが懸念される。
- ・ また、携帯電話網を使った新たなサービス提供によって、ローカル事業者提供サービスからの乗り換えなどが想定され、地元事業者の経営に影響を与えることが懸念される。
- ・ 光ファイバ未整備となっている離島においては、地域活性化への取組のひとつとして、有線による情報通信環境整備を求めている地区もある。
- ・ 無線を活用したブロードバンド接続にあたっては、離島を多く抱える本県にとって、地域の実情の応じて安定性や住民サービスの向上につながる仕組みの提供をお願いしたい。

問2 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

（回答）

- ・ ユニバーサルサービス活用については、手法を問わず、未整備地区解消に向けた取組であれば、基本的には賛成であるが、1で回答しているとおり、安定的かつ持続的なサービス提供が行われること、また、ローカル事業者との調整など、地域の実情に応じた対応が望まれる。

問3 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

（回答）

- ・ 上記に前述しているとおり、安定的な通信かつ持続的なサービスが提供されるか、また、料金体系において光サービス提供と同額程度であるか（サービスの種類についても選択が可能であるのかなど）

問4 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

（回答）

- ・ マイクロ無線を活用した仕組みを検討中の離島においては、可能性としては否定できない。
- ・ 離島においては、特に悪天候時の通信の速度や安定性の確保は切実な問題であり、それらの課題が解決されれば、ワイヤレス網での整備はしやすくなると思うが、この段階で意向を示すものではない。
（上記のとおり一定条件が整えば検討することもあるが、現段階では地域の特定は不可能である）

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

稚内市への質問に対する回答

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 いわゆる二次離島・三次離島の限界集落エリアについては、光ファイバー網を100%敷設するということは現実的ではなく、政府の目標も2027年度末までに光ファイバー回線を99.9%の世帯普及率を目標にはしているものの、100%とは言っていないことから、本委員会でも議論が出ているように、技術中立性の観点からも、現実的には、無線技術を活用したブロードバンド整備も視野に入れて検討すべきではないか、と思われるがどうか。ご見解をお聞きしたい。

(回答)

・ 今後、無線技術を活用したブロードバンドは広く使用されていくものと思われる。条件不利地域でのサービス提供や、無線技術の技術、サービス品質向上のためにも検討することは賛成。

問2 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

(回答)

・ 一般家庭で娯楽、情報収集等の一般的なサービスを利用するだけなら一定のサービス品質があればワイヤレス固定ブロードバンドでも問題ないが、本市は条件不利地域での、農業や、風力発電等の事業用途が多く、場合によっては通信の途切れが事業者にとって致命的になることも想定されることから、現状の携帯電話網のような不安定なワイヤレス固定ブロードバンドでは懸念がある。他のブロードバンドサービス使用料との価格設定の差。

問3 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

(回答)

・ ユニバーサルサービスの適用範囲については国、事業者の責務においてあまねくサービスを提供されるのであれば、メタル回線、ブロードバンド、ワイヤレス固定ブロードバンド、無線などすべてにおいて、事業者の負担が増えないような制度を作ったうえで適用してもよいのではないか。

問4 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

(回答)

・ 時間帯、気象条件、地理的条件などに左右されない安定した（速度等）サービス品質

問5 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

(回答)

・ 一般家庭限定ならワイヤレス固定ブロードバンドで整備・維持がしやすくなる地域が考えられる。その場合、利用者への周知は必要。（光ファイバ>ワイヤレスと考えている方が大多数。この用途なら無線で十分、ここまで使うなら光ファイバが必要などの通信事業者からの周知は必要。）

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

**全国町村会（坂町）への
質問に対する回答**

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 いわゆる二次離島・三次離島の限界集落エリアについては、光ファイバー網を100%敷設するということは現実的ではなく、政府の目標も2027年度末までに光ファイバー回線を99.9%の世帯普及率を目標にはしているものの、100%とは言っていないことから、本委員会でも議論が出ているように、技術中立性の観点からも、現実的には、無線技術を活用したブロードバンド整備も視野に入れて検討すべきではないか、と思われるがどうか。ご見解をお聞きたい。

（回答）

- 無線技術を活用したブロードバンド整備は、光ファイバー網の整備を補完する手段として活用できると考える。ただし、一概に離島や限界集落エリアは無線で、その他は有線という区分けではなく、基地局からの敷設距離や地形的要因、費用対効果など地域の実情に応じ、有線と無線を適切に使い分けることが重要であると考えます。

問2 光ファイバーなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバーでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

（回答）

- 携帯電話事業者の回線を経由することのコストが利用者側に転嫁され、サービス利用の障壁にならないか懸念される。

問3 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

（回答）

- 前問における懸念点でも記載したとおり、サービス品質（速度等）だけではなく、利用料金等のコスト面についても合わせて議論されるべきだと考える。

問4 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

（回答）

- 利用する住民等が安心かつ安定して利用できる品質の確保は必要だと考える。

問5 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

（回答）

- 整備・維持がしやすくなる地域は各自治体によって違うと思うが、例えば、中心市街地から離れた中山間地域や二次離島などにおける小規模集落地域に対しては有効な手段となり得ると考えられる。

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

高知県への質問に対する回答

ユニバーサルサービスの提供手段について

問1 いわゆる二次離島・三次離島の限界集落エリアについては、光ファイバー網を100%敷設することは現実的ではなく、政府の目標も2027年度末までに光ファイバー回線を99.9%の世帯普及率を目標にはしているものの、100%とは言っていないことから、本委員会でも議論が出ているように、技術中立性の観点からも、現実的には、無線技術を活用したブロードバンド整備も視野に入れて検討すべきではないか、と思われるがどうか。ご見解をお聞きしたい。

(回答)

- ・ 本県が有している離島は一次離島のみであり、いわゆる二次離島、三次離島は有していないが、「生活上必須な通信サービス（※）が全く無い状態」を優先的に解決すべきと考えており、質問を頂いたような選択肢もありうると考える。
（※）オンライン診療、テレワーク、動画視聴などを問題なく行うことができる程度

問2 光ファイバなどのブロードバンド接続のユニバーサルサービスについて、光ファイバでの維持が難しい条件不利地域で、携帯電話網を使ったワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を活用することに対して、懸念点などあるか？

(回答)

- ・ 選択肢としてはありうるが、通信品質が十分でない点や、そもそも携帯電話の電波が届かない地域における問題解決に直接つながらない点が懸念される。

問3 ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に限らず、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても一定のサービス品質（速度等）があればユニバーサルサービスに含めることに賛同するか。

(回答)

- ・ 賛同する。

問4 その場合のサービス品質にはどの程度の内容を求めるか。

(回答)

- ・ 生活上必須（※）な程度。（（※）問番号1への回答を参照）

問5 各自治体として、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）で整備・維持がしやすくなる地域が考えられるか。

(回答)

- ・ 質問のような地域が今後生じることはあると思うが、本県では急峻な中山間地域を多く抱えており、そもそも携帯電話の電波が届かない地域が多い点に注意が必要と考える。

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

事務局への質問に対する回答

放送における難視聴対策について

問1 難視聴地域のケーブルテレビ事業に対する支援策としてどのようなものがあるのか。整理して紹介されたい。

(回答)

- ・ 地上テレビジョン放送のデジタル化に際して、デジタル難視対策として地上デジタル放送の受信環境整備の支援を実施してきましたが、平成26年度で全ての対策を完了しており、現状、国による補助は実施していません。
- ・ 一方で、大規模な自然災害時においても放送を継続させるためのケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化について、その費用の一部を補助する事業を実施しております。
- ・ また、今般の予算要求において、公設のケーブルテレビネットワークを承継事業者（民間CATV事業者）に民設移行する際の経費の一部を補助するよう拡充要求をしているところです。（次ページ参考資料）

携帯電話事業者に係る外資規制について

問2 現在の携帯電話事業者に対しては、電波法も含めて外国人の出資に係る総量規制はないと考えて良いか。

(回答)

- ・ 電波法も含めて外国人出資規制に係る総量規制はかかりません。

放送における難視聴対策について

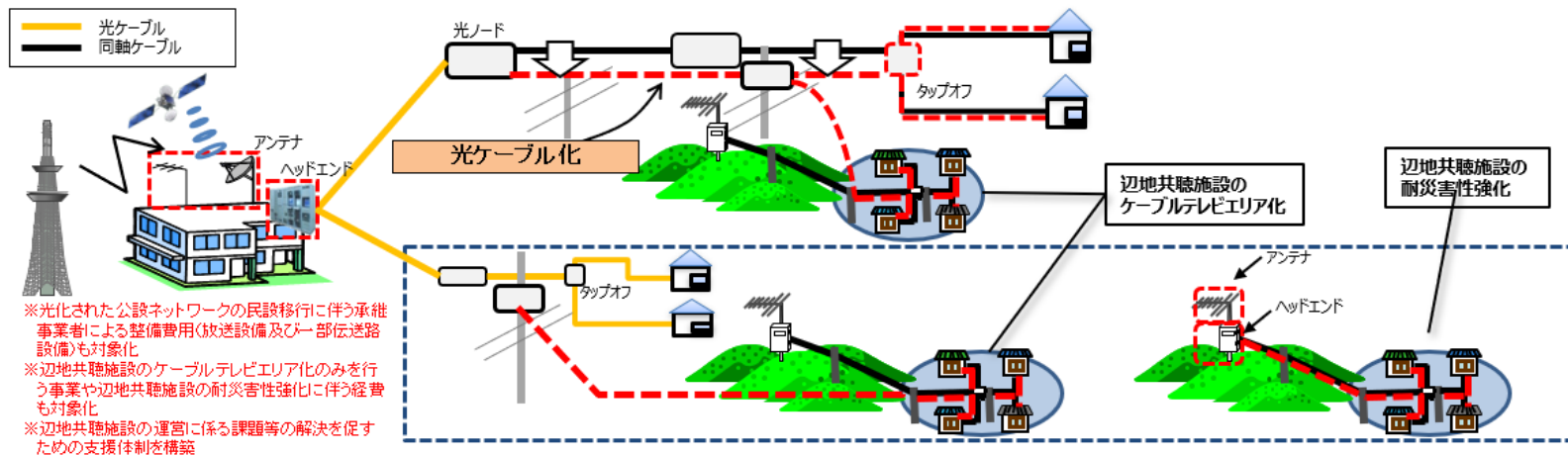
問1 難視聴地域のケーブルテレビ事業に対する支援策としてどのようなものがあるのか。整理して紹介されたい。

(回答 (参考資料))

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

(旧施策名:「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
- 併せて、山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。



(事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
 (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

※辺地共聴施設の耐災害性強化の場合は第三セクターは対象外

(事業スキーム) 補助事業、請負業務(支援体制構築事業)

(補助対象地域) 次の①、②のいずれも満たす地域 ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村 ②条件不利地域

※「財政力指数が0.5以下の市町村」以外の地域も対象とする。

(補助率) (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2、(2)第三セクター(承継事業者):1/3

※辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化における伝送路部分が長距離(10km超)にわたる場合、補助率をかさ上げ (1):2/3、(2):1/2

(補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
 ※辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。

(計画年度) 平成30年度～

令和6年度要求額 2,495百万円
 (令和5年度予算額 900百万円、
 令和4年度二次補正 1,100百万円)

第3回から第5回会合における事後質問等への回答

JCOMへの質問に対する回答

NTTの電柱利用について

問 電柱の強度不足を理由に添架が不可とされる場合も多いとのことだが、貸し手からすると、あまりに強度を持たせることは、かえって非効率な事業運営になり得る。例えば電柱の強化のためにケーブルテレビ事業者も費用負担を行う等、何かご提案はあるか。

(回答)

- ・ CATV事業者は基本的には自前の幹線を設置してサービスを提供しておりますが、その際には殆どの場合、NTT柱もしくは電力柱に添架しております。これは事業者が自ら電柱を建てる場合には、道路法32条第1項第1号にて道路占用許可基準が定められておりますが、国交省の無電柱化施策などにより公道への新たな建柱ができないこと（一般道路ではなく民地での電柱建設を求められる/緊急時輸送道路上には新規の電柱建設は不可能とされる等）等があるため、結果としてNTT柱、電力柱を利用するのが一般的となっております。
- ・ 電柱共架を行う場合、借り手である弊社が提出した資料に基づき、電力事業者またはNTT東西殿が強度計算をして、共架の可否を判定します。電力柱は小柱や末端柱において強度不足を理由として添架申請で承諾を得られない場合もありますが、通常は承諾が得られている状況です。一方、NTT柱では、強度不足により添架申請を断られる頻度が電力柱よりも高く、再申請や交渉等のために時間を要しています。
- ・ NTT東西殿が行う強度計算については、基準は非開示であり、弊社があらかじめ強度判定の予測を立てることもできません。また、NTT東西殿が判定の結果添架不可となった場合には、改めて添架する電線の種類や弛度を変更して申請を行いますが、基準が非開示であるため何度も繰り返す場合もあり双方共非効率な状況となっております。
- ・ さらに、強度不足のため添架不可とされた場合、電力柱では改修時の事業者負担スキームが明文化されている一方で、NTT柱の場合は事業者負担のルールは明文化されてはいません。このため弊社より事業者負担による改修提案を行っておりますが、結果的に事業者負担による改修提案が認められたケースはございません。
- ・ また、10月4日開催の第5回会合における事業者ヒアリングの際に弊社からご説明申し上げた通り、NTT東西殿の電柱利用申請のシステムにおいて、新設された電柱のシステム上の登録までに半年かかったケースもあり、システムへの登録がされないために事業者が手続きに進めないことから、お客さまへの展開がタイムリーにできない事例もあります。申請が可能となったタイミングは、既にNTT東西殿が一定のお客さまのシェアを確保してしまった後であったため、展開をあきらめたケースもございます。
(次ページに続く)

NTTの電柱利用について

問 電柱の強度不足を理由に添架が不可とされる場合も多いとのことだが、貸し手からすると、あまりに強度を持たせることは、かえって非効率な事業運営になり得る。例えば電柱の強化のためにケーブルテレビ事業者も費用負担を行う等、何かご提案はあるか。

(回答 (続き))

- ・ 他の設備と異なり、NTT東西殿は公社承継資産としてNTT柱を全国に保有し、通信網を構築する上で不可欠なインフラ基盤であることは、電話の時代から光ファイバの時代になっても何ら変わることはありません。これは、電柱・管路といった設備の構築が、電柱地中化等の政策もあり従前にもまして困難となる中、むしろ基盤としての重要性は高まっているとも言えるため、他の事業者の利用を全く考慮せずに構築し、その改修の要望にも応じないことは、他の事業者のインフラ構築やサービス提供の機会を阻害することに等しいと考えています。
- ・ NTT柱の利用は総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づくものと理解していますが、設備の提供にあたり第一条第4項の第三号（透明性の原則）および第四号（効率性の原則）が十分に機能していないと考えます。
- ・ これらの状況を改善するために、弊社としてはむしろ下記のような義務をNTT東西殿に課すことが望ましいと考えております。
 - ① NTT東西殿は、借り手事業者に電柱の設置計画を開示し、借り手事業者の添架希望有無を確認したうえで強度設計を行う運用とすること
 - ② NTT東西殿は、添架可否判断の基準を借り手事業者に開示すること（現在はNTT東西殿からの判断根拠が事業者に開示されていない）
 - ③ NTT東西殿は、借り手事業者が申請した電柱利用に際し、個別調整に応じること
- ・ 最後に改めて申し上げますが、NTT東西殿が電電公社時代から承継する線路敷設基盤については、今もなおその独占性・優位性は変わっておらず、競争事業者のインフラ設置での利用が困難な状況となっております。仮にNTT法が廃止され、NTT東西殿に対する規制がなくなった場合、結果的に電柱利用など線路敷設権において、借り手事業者など他の事業者を競争上不利な状況に置くことが可能となると考えます。